

(分譲マンション)  
区分所有共同住宅耐震診断  
補助金制度のご案内

(狭山市建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱)

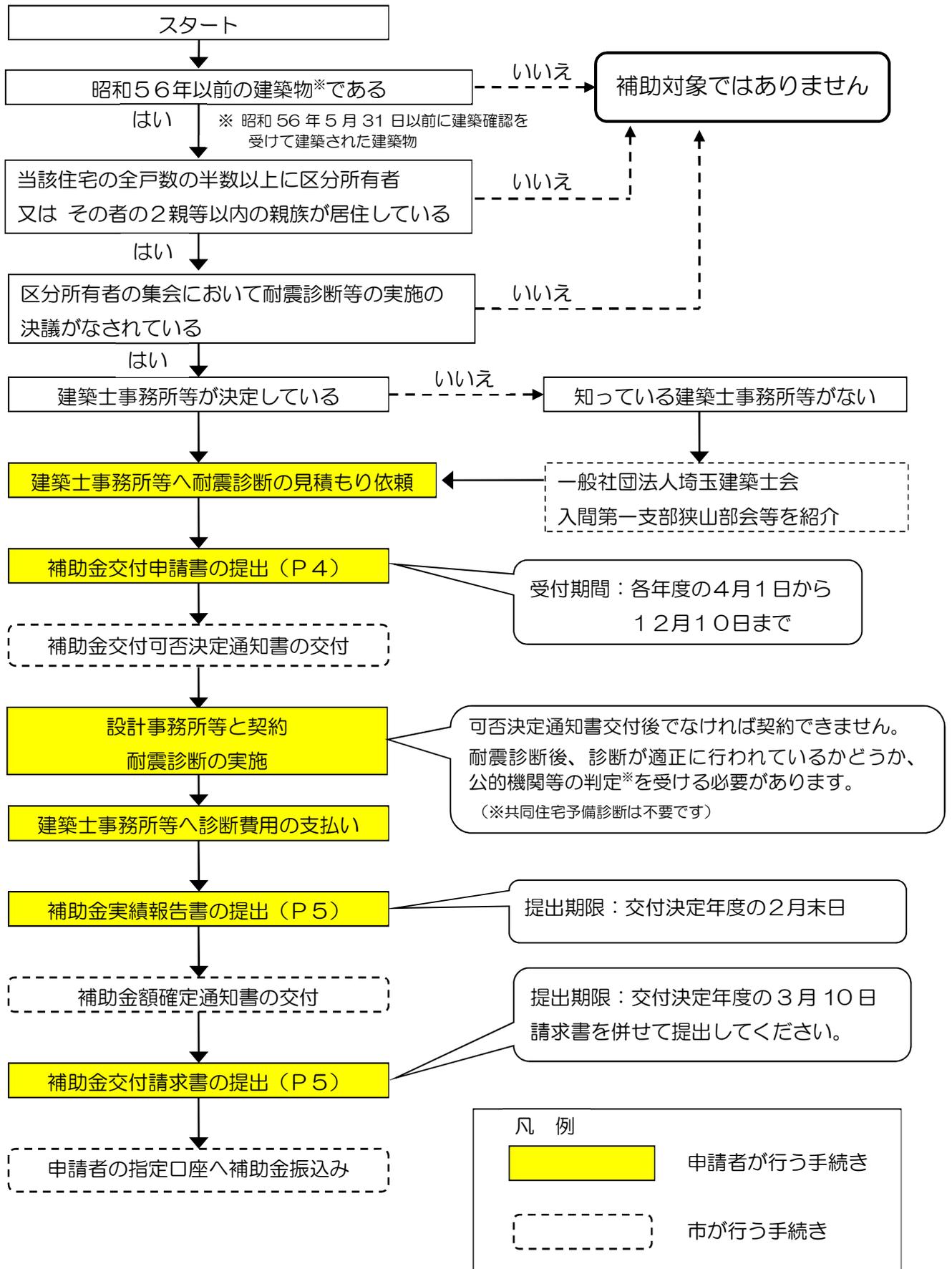
目次	ページ
1 補助金交付手続きの流れ .....	1
2 申請の前にご確認ください .....	2
3 申請手続きについて .....	4
4 申請等の様式	

申請の前に、建築審査課までお問合せ下さい。

狭山市 都市建設部 建築審査課

(狭山市役所2階 電話 04-2953-1111 内線 2177)

# 1 補助金交付手続きの流れ



## 2 申請の前にご確認ください

### (1) 補助金の交付対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された区分所有共同住宅で、全戸数（居住の用に供するすべての戸数）の半数以上に区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者）又は、その区分所有者の2親等以内の親族である者が居住しており、区分所有者の集会において耐震診断等の実施の決議がなされているものです。

### (2) 補助金の申請ができる方

対象となる区分所有共同住宅の区分所有者の代表者の方です。

### (3) 補助金の対象となる耐震診断

#### ①共同住宅予備診断

（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針に定める基礎調査、予備調査若しくは実態調査の方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第1次診断法」、「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」のいずれかに基づく予備診断が対象となります。

#### ②耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断が対象となります。

また、耐震診断実施後に、耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するため、公的機関等の判定を受ける必要があります。

- ◆補助金の交付申請を行う前に、耐震診断の契約を締結（耐震診断に着手）すると、補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ◆補助金の支払いは、耐震診断の完了後となりますので、耐震診断を途中で取りやめた場合などは、補助金は交付されません。

### (4) 耐震診断を実施する方（設計士等）の要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する、同法の規定する一級建築士とします。

## (5) 補助金の申請期間

各年度の4月1日から12月10日までです。

なお、年度ごとの補助事業となりますので、耐震診断を完了し、申請年度の2月末日までに「耐震診断等補助金実績報告書（5ページ参照）」を提出する必要があります。

耐震診断の実施、書類作成に要する期間を考慮する必要がありますので、補助金の申請の時期について、事前に建築審査課までご相談ください。

## (6) 補助金の額

### ①共同住宅予備診断

予備診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）で、1棟あたり10万円を限度とします。

### ②耐震診断

耐震診断に要した費用の額（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）で、1棟あたり100万円を限度とします。

なお、補助金額が年度の予算額を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

## (7) 申請書類の提出先

申請受付窓口は、市役所2階の建築審査課です。（裏表紙をご参照ください。）

申請書などの様式は、狭山市公式ウェブサイトページ（各課のページより建築審査課）からダウンロードできるほか、建築審査課で配布します。

### 3 申請手続きについて

#### (1) 補助金の交付申請について

「狭山市耐震診断等補助金交付申請書（様式第1号）」に、次の書類を添付のうえ提出してください。

なお、代理人が申請手続きを行う場合は、委任状を添付してください。

添付書類	備考
付近見取図、配置図、平面図及び立面図	確認済証などの写し
建築時期が確認できる書類	固定資産税・都市計画税納税通知書の写し※1又は、登記事項証明書、建築台帳記載事項証明書など
耐震診断等の実施について区分所有者の集会において決議がなされていることが確認できる書類	管理組合等の総会議決書などの写し
全戸数の半数以上に区分所有者又はその2親等以内の親族が居住していることが確認できる書類、又は居住状況について確認することを同意する書類	同意書（様式え号）
耐震診断に要する費用の見積書の写し	
その他市長が必要と認める書類	

市は申請内容を審査し、補助金交付の可否について決定のうえ、「狭山市耐震診断等補助金交付可否決定通知書」※2を申請者へ送付します。

交付可否決定通知書の受理後に、耐震診断の契約を締結し、耐震診断を進めてください。

（契約書の「発注者」と「申請者」は同一としてください。）

※1 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年5月上旬頃に市役所資産税課から送付しますので、表紙及び課税資産（土地・家屋）明細書の部分の写しをご提出ください。

※2 狭山市耐震診断等補助金交付可否決定通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。耐震診断が行われなかった場合や本補助金に係る規定に反する場合は、補助金は交付されません。

#### (2) 申請内容の変更・取りやめについて

補助金交付可否決定通知書の受理後に、申請内容を変更しようとするときは、「狭山市耐震診断等変更承認申請書（様式第3号）」に当該変更に係る書類を添付のうえ、提出してください。

また、やむを得ない理由で耐震診断を取りやめたときは、速やかに「狭山市耐震診断等補助金交付辞退届（様式第5号）」を提出してください。この場合、既に耐震診断に着手している場合も、補助金は交付されませんので、ご注意ください。

### （3）耐震診断実績報告について

耐震診断の完了後、速やかに「狭山市耐震診断等補助金実績報告書（様式第6号）」に次の書類を添付のうえ、提出してください。

**（提出期限：交付決定を受けた年度の2月末日）**

添付書類
耐震診断等報告書の写し
耐震診断等の契約書の写し
耐震診断等に要した費用の領収書の写し
現地調査の状況写真（外部、内部の写真）
公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
その他市長が必要と認める書類

市は報告内容を審査し、補助金額について決定し、申請者へ「狭山市耐震診断等補助金額確定通知書」を送付します。

◆耐震診断が完了しない場合や、実績報告書の提出がない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。

### （4）補助金の請求について

補助金額確定通知書を受理しましたら、補助金の請求を行ってください。

「狭山市耐震診断等補助金交付請求書（様式第8号）」と、市会計様式の「請求書」を提出してください。

**（提出期限：交付決定を受けた年度の3月10日）**

◆請求書は、建築審査課の窓口でお渡しします。

◆振込先の口座は、申請者が口座名義人のものとしてください。

◆振込先の金融機関名は、現在の金融機関名を正確に記入してください。

例) × りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○ 埼玉りそな銀行 狭山支店

× 三菱東京銀行 狭山支店 ⇒ ○ 三菱東京UFJ銀行 狭山出張所

◆請求書の提出後、2週間から1か月程度で補助金が指定の口座に振り込まれます。

メモ



## ■お問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築総務担当

所在地：〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111 内線2177

FAX：04-2954-8877

E-Mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

狭山市公式ウェブサイト：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>